

令和2年第6回農業委員会総会議事録

令和2年6月18日（木）第6回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		6番	長岡 保義		9番	鈴江 寛
	7番	後藤 保夫		8番	井上 光男			
	10番	奥津 忠和						

欠席委員 1人

推5番 三輪 金樹

議事

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項

農地法施行規則第29条の届について
平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について
法務局照会について
完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

吉田 征弘

次長

竹村 陽子

主幹

三村 真司

主幹

高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	只今から新見市農業委員会第6回総会を開催致します。本日の出席ですが27名で、欠席の委員は推進委員5番三輪委員でございます。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。11日に梅雨入りしたようだという事だったんですが、12日から13日にかけて雨が降りまして、結構高梁川もかなり増水して、洪水警報と大雨警報が出たような状況でした。晴天になればまた真夏のような天気です、すぐ30℃を超えて体に堪えます。これから夏に向かい、まだまだ暑さに対応ができておりませんので、皆さん体に十分気を付けて、現地調査等を実施して頂きたいと思っております。新型コロナウイルスも終息する気配も感染拡大の気配も見せずに、今沈黙を守っているような状況ですが、願わくばこのまま終息してもらいたいものだと思っております。我々もまだやらなければならない事がちょっと残っておりますので、やり残しております歓送迎会と恒例のお別れ会をできれば7月10日、状況により次第ですが7月10日ならあまり大きな声をせずに、小さくなってやればいいんじゃないかと。最初のスタートは距離を保っているが、20分もしたら密になるかもわかりません。状況によりけり、今後の情勢によって決めたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。それでは本日もよろしくお願い致します。
三村主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は2番清原委員に先導をお願い致します。
清原委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願い致します。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、6番倉脇委員、7番眞壁委員をお願い致します。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。1番でございますが、現地確認を5月29日に行っております。

場所は哲西町矢田、現況地目は田4筆、畑1筆の計5筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲及び野菜、作業従事者は4名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作されており、耕作のため所有している機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり、適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので、適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積10aを超えておりますので、該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないことから地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

三上委員

確認日は6月6日、谷川内委員、奥津委員、私3人で行いました。場所ですけれども国道182号線の哲西支局、もう少し南へ行った所に道路沿いに右手に●●●●●という大きなお店がございますが、そのすぐ裏手にこの田4筆がございます。それからさらに500m程南へ行きますと、右手横に哲西中学校が見えて参りますが、その手前左側に民家がありますそのすぐ上に畑がございました。贈与ということですが、この譲渡人の方が同じ行政区の方で親しいということと、もともと哲西町矢田にこの譲渡人の方が住んでおられましたが、岡山のほうへ出られて、実家がもう解体しなくちゃいけないようなことになったということで、この譲受人の方が色々なものを持っておられる、重機とか、解体してやろうということで、それで話し合いの結果、水田畑を贈与されるというふうに聞いております。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第29号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。1番でございます。確認を5月21日に行っております。場所は千屋実、現況地目は田1筆でございます。転用目的は牛舎で、転用理由は、繁殖牛の飼育頭数を増やすために申請地に新たに牛舎を新築するもので、工事期間は許可日から6ヶ月です。この申請地は農用地区域内にある農地ですが、牛舎を建設するものであり、例外許可規定の農業用施設に該当すると考えます。申請者は現在自宅に隣接した牛舎で繁殖牛を飼育していますが、さらに飼育頭数を増やすために申請地に牛舎を建築するもので、農用地区域内ではありますが、牛舎は例外許可規定の農業用施設に該当するもので、申請者が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、事業費は記載の通りで借入金と補助金を利用します。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
小田委員	確認は6月6日、山本推進委員と行っております。場所は千屋大佐線で、●●地区に入って頂いて、手前から4軒目に申請人のお宅があります。ここで先程事務局のほうから話がありましたように、自宅の横で牛舎を建てて牛を飼っておるんですが、申請地に新しく牛舎を建てるということで、この家のちょうど前になるんですね。川の反対側にすでに●●●●の牛舎が建っております。その反対側に牛舎を建てるということで、この申請人には親の跡じゃなくておじいさんの跡を継いで千屋牛を繁殖するというで、立派な志を持って帰ってきております。よろしくお願い致します。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。
	(はい)
会 長	それでは諮問不要として、許可を決定致します。続きまして議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。1番でございます。現地確認は5月29日に行っております。場所は正田、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地及び露天駐車場、転用理由は、アパート住まいで家族が増え、手狭になったため申請地に木造2階建て住宅を新築するもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。契約の種類は売買による所有権移転、工事期間は令和2年7月1日から令和2年12月25日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在住んでいるアパートが手狭になったため、申請地に新たに住宅を建設するもので、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。住宅の建ぺい率は24.84%で、空きスペースは露天駐車場として利用します。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、全て借入金です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	6月11日に、逸見会長と現地を確認しております。場所は正田の●●●●●の裏の●●●●●集落という所で、その中間の辺りに●●●●●があります。ちょうどその横の畑であります。現地を確認をしております。以上です。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	それでは諮問不要として許可を決定致します。続きまして議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が5件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っておりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番が大佐永富、田2筆、5年の賃貸借。2番が神郷高瀬、田1筆、5年6ヶ月の賃貸借。3番が哲多町矢戸、田1筆、2年9ヶ月の使用貸借。4番が哲多町宮河内、田1筆、4年10ヶ月の使用貸借。5番が哲西町大竹、田3筆、5年の賃貸借となっております。なお2番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。
後藤委員	確認は6月15日に行いました。場所は刑部駅とってください。それから東側、川渡って東側に●●●●●なんかがあるんですが、その中に●●●●●という集落があります。●●●●●●●●●の周辺の土地だというふうにしてください。あそこ広いんでちょっと言い方もなかなか難しいんで、そういうふうにしてください。借受人さんは農業法人の●●●●●●●の組合員でございますので、おそらくそこがやられると思います。以上です。
井上委員	現地確認を6月7日に大原委員としました。鳥取県と県境に近い、場所

は新見多里線をずっと上がりまして神郷高瀬という地域でございます。そのこの旧高瀬小学校の向かい側にある公民館があります。その裏に1反2畝程でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

鈴江委員

3番4番まとめていきます。現地確認を6月7日に奥山委員、川上委員、私と3名で行っております。場所は萬歳郵便局から成羽方面に3km程行った地点を、右に500m程入った地点でございます。4番は場所は●●の500m手前の辺りでございます。貸付人の方が耕作できないということから、借受人の方が今後は作られるということでございます。よろしくお願いいたします。

奥津委員

確認日は6月6日、谷川内、三上委員と私で確認致しました。場所は国道182号線の東城と哲西の分かれの手前の所を左へ約300m行った所に●●●●●があるんですが、●●●●●周り3枚でございます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

それでは採決前にちょっと奥津委員は退室をお願いします。

(奥津委員退室)

会 長

それではご意見、ご質問ございませんので、議案第32号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、新規は決定と致します。

(奥津委員入室)

会 長

続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。

竹村次長

再設定が3件で、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>それでは議案32号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定と致します。ここで10分程休憩します。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>それでは時間が参りましたので再開致します。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。第1番は確認を5月29日に行っております。場所は豊永宇山、現況地目は畑1筆でございます。目的は農機具倉庫。理由でございますが、現在の農機具倉庫が手狭となったため新たに新築するというものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
藤本委員	<p>現地確認を6月16日、清原委員さんと行っております。場所は●●●●●●を皆さんご存じでしょう。それから南へ直線にして1km少々行った所に●●という部落があります。その一番東のほうです。農業倉庫ということで申請書類も出ておりますし、別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>続きまして平成30年7月豪雨による災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局から説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらぬということがありますので、このような手続きを行っております。確</p>

認を6月17日に行いました。場所は千屋地内、地目は●●●●番、●●●●番が畑、●●●●の●と●が田、変更内容は残土置場で、変更期間は恒久となっております。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

小田委員

確認を6月17日に事務局と行っております。場所は新見多里線、千屋から始まって●●という集会所があるんですが、それを左に入った所です。前回もこの申請地の隣が残土捨て場で申請が出ておりました。そこが行って見たらもう完全に残土が捨てられまして、続きましてその申請人の家の前を残土を捨てるということであります。よろしくをお願いします。

会 長

続いて、法務局照会について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは法務局照会につきまして今回は4件出ております。1番ですが、1番の場所は新見、確認を5月12日に行いました。現況地目は宅地1筆、昭和48年頃から宅地として利用されているというものです。2番の場所は新見、確認を5月12日に行っております。現況地目は宅地1筆、昭和43年頃から宅地として利用されているというものです。3番の場所は上熊谷、確認を5月12日に行っております。平成の初め頃から宅地として利用しているというものです。4番の場所は千屋実、確認を5月21日に行っております。現況地目は原野3筆、理由は昭和の頃から耕作しておらず、荒れて原野になっているというものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

倉脇委員

5月14日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で現地を確認しております。場所が水舟の●●●●●の南側の土地になります。宅地になっておりました。2番はこれも5月14日に確認しております。場所は水舟の●●●●●の所を山側へ200m入った左側の土地になります。宅地になっておりました。

谷岡代理

確認日が6月6日、小西推進委員と一緒に見ております。宅地になっておりました。以上です。

小田委員

確認を5月28日、山本推進委員と行っております。場所は千屋の●●橋という橋があるんですが、それから上に上がって頂きまして、場所はよくわからないと思うんですが、それを上がった所の農地なんですが、実はこの農地の申請地の下側を私が今耕作しております。利用権設定でやって

	<p>おりますが、この今の農地に関しましては、以前から水路がなく完全に木が生えて原野になっております。やむを得ないと考えます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次に、完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>完了届が5件出ております。1番が正田地内、農地法第4条による露天駐車場への転用。2番が唐松地内、農地法第5条による一般住宅への転用。3番が上熊谷地内、農地法施行規則第29条による農道への転用。4番が西方地内、農地法施行規則第29条による農道への転用。5番が哲西町畑木地内、農地法第4条による墓地への転用となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次。</p>
藤澤委員	<p>確認日は1番2番とも6月11日に確認しております。申請通りできておりました。</p>
谷岡代理	<p>確認日が6月6日、小西委員と確認しております。立派にできておりました。</p>
仲田委員	<p>確認日は6月18日8時25分、法面のほうにも防草シートが張ってあって、ちゃんとできておりました。以上です。</p>
谷川内委員	<p>確認日は6月6日、哲西地区の委員3名と行っております。立派な墓ができておりました。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>協議事項はないそうですので、続きましてその他ですが事務局からお願いします。</p>
竹村次長	<p>お手元に令和2年度の農業委員会の活動計画と目標・点検評価というのをお配りしております。農業委員会で見て頂きたかったんですけども、締め切りが6月の頭だったんで、すでに農業会議のほうへこういう形で報告をさせて頂いております。またご一読頂けたらと思いますのでよろしく</p>

お願いします。それともう一件、8月に農地パトロールを行う予定なんですけれども、農地パトロールの隊長に、兵庫県から新規就農で来られた方で豊永赤馬のぶどう農家をされてる●●さんをお願いすることになりました。昨日ご了承頂いておりますのでご報告をさせていただきます。以上です。

三村主幹

それでは次回の総会でございますが7月10日（金）午前9時30分から、南庁舎3階、この日は3階でございます。3階の会議室となっておりますがよろしいでしょうか。

また8月の予定でございますが、8月は21日（金）

後藤委員

ちょっと遅いんじゃないか。なんでそんなに遅いん。

会 長

公務があったり色々あって。

三村主幹

議会の関係でですね。

後藤委員

議会もあるかもしれないけど農業委員会もあるんで。議会のことはわしらには関係ない。農業委員会は大体第二週頃にと決まっとう。

会 長

その日に午後に農地パトロールも予定しておりますんで、パトロール隊長の関係もありまして色々21日、公務もあったりして21日が妥当かなということなんです。

他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。

藤本委員

これは土橋地区なんですけど、名前は出せませんが、現況は畑なんですけど、周りが木なんか生えていて日陰というか日照はないんで、そこへ木を植えたいんですけど、現況が畑の状態なんで、なんとか農業委員会のほうでいい方法はないだろうかという提案があったんで、こういう場合は皆さんどう判断をしたらいいでしょうか。返答に困っておるんで、農業委員会のときに皆さんに相談をかけてみますとは言っておるんですけど。

後藤委員

除外地じゃろ？

藤本委員

除外地というか、現況は畑なんですけど周りがもう木が

後藤委員

除外地になっとんじゃろ？

藤本委員

除外地になっていない。

後藤委員	なってなければいけない。まずそれをしないと。
藤本委員	それで原野ならとって、木が生えてからそれを処分してまた植えるというのも難儀なんで、今のうちに植えたいと言って。
会 長	周りの状況を見て全然畑としてできないようなら。
藤本委員	現況は畑のままなんですけど周りもう木が、その一角だけ日陰で今までたばこを植えてたらしいんですけど、それもたばこも植えれないということでは何かいい方法ないだろうか。
後藤委員	それはもう転用だから除外地にしないと木も植えられない。
会 長	農振でも何でもないのでしょ。
藤本委員	ないです。無断で植えられても困るんで、そういう人もいますけど。畑は耕したりはしてる。
谷岡代理	畑は広い？面積はかなり広い？
藤本委員	面積はなんぼあるかな。5 畝ほど。
会 長	保安林が全然日当たりも悪くてできないなら、転用するか何かしないと。非農地証明して。
藤本委員	これに作物を植えてと言っても無理です。周りがもう木が大きくなっていてからみな日陰。
後藤委員	基本的には除外地にしてそれから転用だ。
藤本委員	とりあえず除外地申請を出せということで。それから考えるということ。わかりました。そう伝えておきます。
会 長	他に何かございませんか。ないようでしたら閉会と致します。
後藤委員	私には関係ないけど、農業委員さんに関係がある。農業委員さんの人数が多くて、選考委員会か何かで諮っておられるんでしょうけど、議会の始まって、最後に人事案件が出ると思うんですが、今回は部長級も替わって、選考委員さんも部長級があると思うんですが、時間がものすごく掛かって

いる。何回も聞いてみれば申請をやり直したり、また出せとか、なんか色々選考に難航されているようですが、現状はどうなんですか。今の現状はわかる範囲で。早く言えば、昔のことを言っただけとはいけないけど、12月には市長選挙、来年は4月には市議会選挙がある。そういうことが影響して難航しているのか、透明性があるようなことをやってもらわないと、書類を2回も3回も出したようなことを聞いたんで、市民に疑いを持たれないような選考をやって欲しい。なんか今年は遅い。遅すぎる。こんなことなら選挙したほうが早かった。難航するなら農地法変えてもらって、選挙にすれば何の問題もなかった。ちょっと現状を教えてください。

吉田局長

予定としましては、議会の最終日が6月25日に議会のほうへ議案を提出する予定にしております、そこで議会のほうで正式に認めて頂きましたら、候補者になられている方全てに通知を送る予定にしております。前回のときのことなんですが、前回のときも議会の最終日に提出して、その後候補者の方に通知を送らせて頂いております。農業委員の方はそこで決定ということになります、推進委員の方につきましては、正式には農業委員会で決まるということで、内定のような形で通知を送らせて頂いております、今回もそのようにする予定にしております。

後藤委員

じゃあ決まりようるんじゃない。

吉田局長

はい。

久保木委員

6月25日といったらもう1週間前になるんだけど、もう大体決まっている。まだ言われただけなんです。

後藤委員

前回のときも人数的には多かったんだけど、2回も調査するなんてない訳だから。

久保木委員

作文で云々は、今の委員を決めるなら作文を上手に書く人はそりゃいいんだけど、我々みたいな作文の下手な人はかえってはつきり面接なんかした方が良かったんじゃない。今回は人事の異動で事務局長を始め、みんな替わられてるから面識があんまり少なかったと思うんですけど、みんな首を長くして待ってる。まな板の鯉で。なかなか料理してもらえない。もうしまいには飽きがきて腐ってしまう。

後藤委員

一番最初に自分の思いを書いている訳だから、それを見て判断する。できないような部長じゃいけない。2回も3回も出さずようなことじゃ。

久保木委員	今後こういうことになると今後出られる希望者が減ってこないか。特に若者なんかが。
後藤委員	まあいいようにやってください。なんか知らないけど、たまたまぶち当たるからな。色んな憶測が飛ぶ訳だ。まだ決まらないのか。何してるんだ。市長選もある市議選もある。それらが支障をきたしてるのか。
会 長	おおむね決まっちゃおるんでしょうけど、議会が25日なんでそれ以前にということにはならんということでしょう。建前として。市長選、市議選のは関係ないと思いますけど。
後藤委員	それはみんなで思うだけで憶測は飛ぶ訳だ。慎重にやられてるといのはわかるけど。わかりました。
会 長	他にございませんか。 (ありません)
会 長	ありませんでしたら、閉会の挨拶を谷岡代理が行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 10 時 30 分)	